

水先人用移乗設備

改正対象

鋼船規則 C 編
鋼船規則検査要領 CS 編
安全設備規則／同検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

水先人の船舶乗降中の事故を防止するため、SOLAS 条約第 V 章第 23 規則の改正 (決議 MSC.308(88)) 及び水先人用移乗設備に関する勧告 (決議 A.1045(27)) が 2012 年に発効しており、本会はこれを既に本会規則に取入れている。

しかしながら、その後もこれらの規定への不適合に起因する水先人の事故が発生したため、定期的な保守及び点検等に関する要件を規定することが 2021 年より IMO で検討されてきた。

検討の結果、水先人用移乗設備の安全要件を強化するべく、SOLAS 条約第 V 章第 23 規則の改正 (決議 MSC.572(110)) 及び決議 A.1045(27) に代わる水先人用移乗設備に関する性能基準 (決議 MSC.576(110)) が、2025 年 6 月に開催された第 110 回海上安全委員会において採択された。

このため、これらの IMO 決議に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は以下の通り。

- (1) サイドロープ及びハンドホールドスタンションの直径の上限を規定する。
- (2) 水先人用はしごのステップ及びサイドロープの固定方法を、ISO 799-1:2019 に基づき明確化する。また、強固な固定点、シャックル、固定ロープ、中間長さで水先人用はしごを固定する手段並びに構造フレーム及び関連設備には、48kN 以上の破断強度が要求される旨を規定する。
- (3) 水先人用はしごと船側はしごを併用する場合及び水先人用はしごが船側開口部から設置される場合に適合すべき要件、組み合わせ配置の取付け要否を示すためのマーキング要件を規定する。
- (4) 水先人用はしご又は乗降プラットフォームを船体に固定するための手段に要求される保持力等を、ISO 799-3:2022 に基づき規定する。
- (5) 組み合わせ配置で使用する船側はしごについて、乗降設備と同様に、建造時及び定期検査時において荷重試験を要求する。
- (6) パイロットラダーウインチリールの設計要件を規定する。
- (7) 予備品含む水先人用はしご及びマンロープの定期的な交換等の、保守及び点検に関する要件を規定する。

施行及び適用

- (1) 鋼船規則 C 編, 鋼船規則検査要領 CS 編, 安全設備規則 1 編, 4 編 2 章 (2.3.2-3.及び 2.5.2 を除く), 附属書 4-2.3 (1.5.を除く) 並びに同検査要領 2 編 2 章及び 4 編 2 章 (2.5.2 を除く)

2028 年 1 月 1 日以降に搭載される水先人用移乗設備に適用

- (2) 安全設備規則 2 編 3 章及び 5 章, 4 編 2.3.2-3.及び 2.5.2, 附属書 4-2.3 1.5.並びに同検査要領 2 編 1 章, 2 編 5 章及び 4 編 2.5.2

2028 年 1 月 1 日から施行

- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず, 申出により先取り適用可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は, その規則に対応する要領があることを示しております。
--

ID:DX25-23

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 1 編 共通要件 14 章 艤装 14.10 ドア 14.10.2 サイドドア及びスタンドア (日本籍船舶用) 14.10.2.2 ドアの配置 -6. 水先人の移乗に用いる船側戸については, 安全設備規則<u>附属書 4-2.3 1.2.4-1.</u>の規定に留意すること。	鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 1 編 共通要件 14 章 艤装 14.10 ドア 14.10.2 サイドドア及びスタンドア (日本籍船舶用) 14.10.2.2 ドアの配置 -6. 水先人の移乗に用いる船側戸については, 安全設備規則 4 編 2.3.4 の規定に留意すること。	MSC.576(110) para.7.1
この改正は附則 A による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) 14.10.2.2 ドアの配置 -6. 水先人の移乗に用いる船側戸については、<u>IMO 決議 MSC.576(110) 7.1 項</u>の規定に留意すること。	(外国籍船舶用) 14.10.2.2 ドアの配置 -6. 水先人の移乗に用いる船側戸については、<u>SOLAS 条約第 V 章第 23.5 規則</u>の規定に留意すること。	
この改正は附則 B による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則 (日本籍船舶用) 1 編 総則 1 章 通則 1.1 一般 (削除) (削除)	安全設備規則 (日本籍船舶用) 1 編 総則 1 章 通則 1.1 一般 <u>1.1.7 水先人用昇降機</u> <u>水先人用昇降機を備える船舶にあっては、水先人の乗降において当該装置を使用してはならない。</u>	4 編へ移設
この改正は附則 A による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考				
(日本籍船舶用)	(日本籍船舶用)	2 編はすべて日本籍船舶用				
2 編 検査	2 編 検査					
2 章 登録検査	2 章 登録検査					
2.1 製造中登録検査	2.1 製造中登録検査					
2.1.5 検査*	2.1.5 検査					
3 章 年次検査	3 章 年次検査					
3.2 安全設備の年次検査	3.2 安全設備の年次検査					
3.2.4 安全設備の整備確認*	3.2.4 安全設備の整備確認*					
表 3.1 書類及び図書の確認						
<table><tr><th>書類又は図書</th><th>確認事項</th></tr><tr><td>水先人用移乗設備点検記録簿</td><td>水先人用移乗設備点検記録簿が本船上に保管され、水先人用移乗設備について必要な事項が記入されていることを確認する。また、予備品を含む水先人用はしご及びマンロープの製造日、使用開始した日付及び交換又は修理を行った日付に関する記録が記入されていることを確認する。</td></tr></table>			書類又は図書	確認事項	水先人用移乗設備点検記録簿	水先人用移乗設備点検記録簿が本船上に保管され、水先人用移乗設備について必要な事項が記入されていることを確認する。また、予備品を含む水先人用はしご及びマンロープの製造日、使用開始した日付及び交換又は修理を行った日付に関する記録が記入されていることを確認する。
書類又は図書	確認事項					
水先人用移乗設備点検記録簿	水先人用移乗設備点検記録簿が本船上に保管され、水先人用移乗設備について必要な事項が記入されていることを確認する。また、予備品を含む水先人用はしご及びマンロープの製造日、使用開始した日付及び交換又は修理を行った日付に関する記録が記入されていることを確認する。					
表 3.2 安全設備の現状検査						
<table><tr><th>検査項目</th><th>確認事項</th></tr><tr><td>水先人用移乗設備</td><td>現状良好であることを確認する。また、少なくとも 1 本の予備の水先人用はしご及び 1 組の予備のマンロープが船上に備えられていることを確認する。</td></tr></table>			検査項目	確認事項	水先人用移乗設備	現状良好であることを確認する。また、少なくとも 1 本の予備の水先人用はしご及び 1 組の予備のマンロープが船上に備えられていることを確認する。
検査項目	確認事項					
水先人用移乗設備	現状良好であることを確認する。また、少なくとも 1 本の予備の水先人用はしご及び 1 組の予備のマンロープが船上に備えられていることを確認する。					
		MSC.576(110) para.29, 30 に従った整備が実施されていることの記録確認				
		MSC.576(110) para.29 予備品の搭載確認				

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
5 章 定期検査 5.1 安全設備の定期検査 5.1.3 効力試験* <u>-5. 規則 4 編 2.3 が適用される水先人用移乗設備として船側はしごを備える場合、効力試験を行う。</u>	5 章 定期検査 5.1 安全設備の定期検査 5.1.3 効力試験 (新規)	MSC.576(110) para.5.4 船側はしごに鋼船規則 C 編 1 編 14.14 に規定する 乗降設備の要件が適用されるため、それに 付随する鋼船規則 B 編 5.2.3-2.(10)に準じて試験要件を規定する
この改正は附則 B による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 4 編 航海設備 2 章 航海設備 2.3 水先人用移乗設備 2.3.1 適用 国際航海に従事する船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 1,000 トン以上のものには、水先人用移乗設備を備えなければならない。ただし、水先人を要招することがない船舶については、この限りではない。 2.3.2 一般 -1. 水先人用移乗設備は、<u>いかなる喫水及びトリムでの航海状態においても、水先人及びその他の人員が安全に乗降することができるものでなければならない。</u> (移設) -2. 水先人用移乗設備は、<u>附属書 4-2.3 1.1 から 1.4 に定める性能基準に従って、設計、製造、建造、固定及び設置されなければならない。</u>	(日本籍船舶用) 4 編 航海設備 2 章 航海設備 2.3 水先人用移乗設備 2.3.1 適用 国際航海に従事する船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 1,000 トン以上のものには、水先人用移乗設備を備えなければならない。ただし、水先人を要招することがない船舶については、この限りではない。 2.3.2 一般 -1. <u>すべての水先人用移乗設備は、水先人が安全かつ容易に乗降することができるものでなければならない。</u> -2. <u>水先人用移乗設備は、両舷に備えなければならない。ただし、いずれかの舷における使用のために設備を移動することが可能な場合は、この限りではない。</u> -3. 水先人用移乗設備は、<u>附属書 4-2.3 に定める性能基準に適合したものでなければならない。</u>	4 編はすべて日本籍船舶用 MSC.572(110) SOLAS V/23.1 SOLAS V/23.2 附属書 4-2.3 1.1.2-5.へ移設 SOLAS V/23.3
この改正は附則 A による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>-3. 水先人用移乗設備は、附属書 4-2.3 1.5 及び 1.6 に定める性能基準に従って、点検、収納、保守、交換及び習熟されなければならない。</u>	(新規)	SOLAS V/23.6
この改正は附則 B による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除) (削除)	2.3.3 移乗設備* -1. <u>水面から船舶への出入り口までの距離が 1.5m から 9m の場合には、水先人用はしごを用いなければならない。また、水先人用はしごは次の(1)から(4)によらなければならない。</u> (1) <u>船舶のいずれの排水口からも離れた位置に取り付けること。</u> (2) <u>船体平行部で、かつ、実行可能な限り船舶の中央部 0.5L 間となる位置に取り付けること。</u> (3) <u>各ステップは、船側外板に確実に接すること。</u> (4) <u>単一のものであって、船舶のあらゆる載貨状態、縦傾斜のあらゆる状態及び反対方向への 15 度の横傾斜の状態においても海面に達するものであること。</u> -2. <u>水面から船舶への出入り口までの距離が 9m を超える場合には、水先人用はしごと併用した船側はしご又はこれと同等に安全かつ容易な他の手段を用いなければならない。また、船側はしごにあつては、次の(1)及び(2)によらなければならない。</u> (1) <u>船尾に向かって設置すること。</u> (2) <u>下端及び下部プラットフォームが、船体平行部であつて実行可能な限り船舶の中央部 0.5L 間となる位置、かつ、船舶のいずれの排水口からも離れた位置で、船側外板に確実に接するように、下部プラットフォームを船側に固定する手段を持つこと。</u>	-1.: 附属書 4-2.3 1.1.2-3.へ移設 (1), (2), (3): 附属書 4-2.3 1.3.1 へ移設 (4): 附属書 4-2.3 1.2.1-5.へ移設 -2.: 附属書 4-2.3 1.1.2-3.へ移設 (1), (2):附属書 4-2.3 1.3.2 へ移設

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除) (削除) 2.3.3 水先人用昇降機 水先人用昇降機を備える船舶にあつては、水先人の乗降において当該装置を使用してはならない。 2.3.4 照明手段 (削除) 水先人用移乗設備及び水先人が乗降する場所すべてを照明するための<u>固定式又は可搬式の照明手段</u>を備えなければならない。<u>可搬式照明を使用する場合は、固定用のブラケットを設けること。</u>	2.3.4 水先人移乗用船側戸 水先人の乗降に用いる船側戸については外側に開かない構造としなければならない。 (新規) (新規) 2.3.5 関連設備 -1. 船舶には、次の(1)から(3)の設備を備えなければならない。また、これらの設備は、水先人が乗降する際には直ちに使用できるものでなければならない。 <u>(1) ロープ末端において甲板上リングプレートに固定される直径 28mm～32mm の 2 本のマンロープ（マンロープは、甲板上のリングプレートに固定する手前において、甲板への出入り口におけるスタンション又はブルワークの高さに達しなければならない。）</u> <u>(2) 自己点火灯を備える救命浮環</u> <u>(3) 投げ索</u> -2. 水先人用移乗設備及び水先人が乗降する場所を照明するための<u>適当な照明装置</u>を備えなければならない。	附属書 4-2.3 1.2.4-1.へ移設 SOLAS V/23.10 1 編 1.1.7 から移設 -1.: 附属書 4-2.3 1.3.4-1.へ移設 (1): 附属書 4-2.3 1.2.8 へ移設 (2): 附属書 4-2.3 1.3.4-1.(2)へ移設 (3): 附属書 4-2.3 1.3.4-1.(3)へ移設 SOLAS V/23.11

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
2.5 試験 2.5.1 製造所等における試験* 次に掲げる装置, 機器等は, 付属する予備装置も含め, 船舶への搭載前に附属書に定める性能基準又はそれと同等以上の基準に適合するものであることを本会が適当と認める機関により確認されたものでなければならない。 ((1)から(6)は省略) (7) <u>水先人用はしご (中間長さでの固定手段を含む) 及びマンロープ</u>	2.5 試験 2.5.1 製造所等における試験* 次に掲げる装置, 機器等は, 付属する予備装置も含め, 船舶への搭載前に附属書に定める性能基準又はそれと同等以上の基準に適合するものであることを本会が適当と認める機関により確認されたものでなければならない。 ((1)から(6)は省略) (7) 水先人用はしご	MSC.576(110) para.36
この改正は附則 A による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
2.5.2 造船所等における試験* -1. 船橋又は船橋の近傍におけるすべての電気及び電子機器は、前 2.5.1 により電磁両立性が確認されたものを除き、1.1.4 に規定する電磁両立性に関する要件に適合していることが船上での作動状態において確認されなければならない。 -2. 2.3 を適用して設置される水先人用移乗設備は、<u>次の(1)又は(2)の場合、本会により附属書 4-2.3 に規定する性能基準に適合していることが確認されなければならない。</u> (1) <u>設備が初めて使用される前</u> (2) <u>設備が附属書 4-2.3 1.2.2 から 1.2.5 及び 1.2.7 又は 1.4 に該当する補修、変更又は改造が行われた後</u>	2.5.2 造船所等における試験* 船橋又は船橋の近傍におけるすべての電気及び電子機器は、前 2.5.1 により電磁両立性が確認されたものを除き、1.1.4 に規定する電磁両立性に関する要件に適合していることが船上での作動状態において確認されなければならない。 (新規)	MSC.576(110) para.34, 35
この改正は附則 B による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 附属書 4-2.3 水先人用移乗設備 <u>(IMO 決議 MSC.576(110))</u> 1.1 一般 1.1.1 定義 本附属書で使用される用語については、次による。 (1) <u>水先人用移乗設備</u> 水先人用はしご、船側はしご(水先人用移乗設備の一部として使用される傾斜はしごをいう)、乗降プラットフォーム、マンロープ、水先人用はしごウインチリール、固定設備及び他の艀装品を含む、専ら水先人及びその他の人員の乗降のために使用されるすべての設備及び配置をいう。 (2) <u>乗降地点</u> 水先人又はその他の人員が、水先人用はしご又は船側はしご及び甲板又は船側開口部との間を移乗するための位置をいう。 (3) <u>マンロープ</u> 乗降を補助するために、水先人用はしごの両端に吊るされるロープをいう。 (4) <u>トラップドア</u> 水先人用はしご及びマンロープを障害やねじれを受けることなく通過できる、プラットフォームに位置する蓋つきの開口部をいう。当該開口	(日本籍船舶用) 附属書 4-2.3 水先人用移乗設備 1.1 水先人用はしご (新規)	附属書 4-2.3 はすべて日本籍船舶用 MSC.576(110) para.2.1 (para.3.6 含む) MSC.576(110) para.2.2 MSC.576(110) para.2.3 MSC.576(110) para.2.4

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>部は、水先人又はその他の人員が水先人用はしごと船側はしごの間を通行するために使用される。</u> (5) 中間長さでの水先人用はしごの固定 <u>シンプルの端以外の点において水先人用はしごを固定することをいう。</u> 1.1.2 一般 -1. 水先人用はしごは、4 編 2.3 及び本附属書に規定される<u>性能基準</u>に適合していることを製造業者により証明されること。 -2. 水先人用移乗設備は、<u>いかなる喫水及びトリムでの航海状態においても、水先人及びその他の人員が安全に乗降できるように、設計、設置、点検、保守、取付されなければならない。</u> -3. 水先人用はしごの昇降高さは、<u>いかなる喫水及びトリムでの航海状態においても、水面から乗降地点までの距離が 1.5m 以上 9m 以下でなければならない。水面から乗降地点までの昇降高さが 9m を超える場合には、船側はしごと水先人用はしごを併用するか、又はこれと同等に安全かつ容易な他の手段を用いなければならない。</u> -4. 昇降高さが水面から 1.5m 未満で水先人用移乗設備の一部として水先人用はしごを使用しない場合でも、<u>安全な移乗が確保され、リスク評価が適切に行われ、水先人用はしご以外に使用する艀装品が本性能基準に準拠していることが求められる。</u>	1.1.1 一般 -1. 水先人用はしごは、4 編 2.3 及び本附属書に規定される<u>要件</u>、<u>ISO 799:2004「水先人用はしご」</u>、<u>ISO 799-1:2019「水先人用はしご」</u>又は本会が<u>適当と認める基準若しくは規格</u>に適合していることを製造業者により証明されること。 (新規) (新規) (新規)	MSC.576(110) para.2.5 MSC.576(110) para.3.1 MSC.576(110) para.3.2 4 編 2.3.3-1., -2.から移設 MSC.576(110) para.3.3

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>-5. 水先人用移乗設備は、両舷に備えなければならない。ただし、いずれかの舷における使用のために設備を移動することが可能な場合は、この限りではない。</u> <u>-6. 水先人用はしご及びマンロープは、検査、点検及び記録管理の目的で各設備の識別を可能にするために、恒久的な表示により明確に識別されること。</u> <u>-7. 水先人用移乗設備の点検及び取付並びに水先人及びその他の人員の乗降は、船内の指定された責任者が監督する。水先人又はその他の人員の移乗中は、責任者が船橋との通信手段を確保し、安全な経路で水先人の船橋との往來を誘導する。また、その他の人員についても安全な場所へ誘導する。</u> <u>1.2 設計、製造及び建造</u> <u>1.2.1 水先人用はしご</u> (削除) -1. 水先人用はしごのステップは、次の(1)から(7)によること。 (1) 堅木で作られている場合は、節のない一枚板とすること。<u>木材は塗装、ニス又は他の塗料により塗装してはならない。</u> (2) 堅木以外で作られている場合は、同等の強度、剛性及び耐久性を持つ<u>弾性プラスチック又はゴム製のもの</u>とすること。	(新規) -2. 水先人用はしごは、<u>タグ又はその他の恒久的な表示により明確に識別されること。</u> (新規) <u>1.1.2 位置及び構造</u> -1. 結び目、シャックル及び締め索は、少なくとも<u>1.1.3</u>に規定のサイドロープと同じ強度を持つこと。 -2. 水先人用はしごのステップは、次の(1)から(6)によること。 (1) 堅木で作られている場合は、節のない一枚板とすること。 (2) 堅木以外で作られている場合は、<u>本会が適当と認める同等の強度、剛性及び耐久性を持つもの</u>とすること。 (3) 最下段より 4 段目までは、十分な強度及び剛性	MSC.576(110) para.3.4 4 編 2.3.2-2.から移設 MSC.576(110) para.3.5 MSC.576(110) para.3.7 MSC.576(110) Part A MSC.576(110) para.4.1.1 から 4.1.7

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(3) 容易にすべらない表面とすること。 (4) 長さ 400mm 以上（サイドロープ取付け部間）、幅 115mm 以上、厚さ 25mm 以上（滑り止め又は溝は除く）とすること。 (5) <u>各ステップ又は当木の上端から計測して 310mm 以上かつ 350mm 以下の等間隔に配置すること。</u> (6) <u>各ステップは水平を維持するように取り付けられること。</u> (7) 最下段より 4 段目までは、十分な強度及び剛性を有するゴム又はこれと同等の性質を有する材料としなければならない。 -2. 5 段以上の水先人用はしごは、ねじれを防止するために、長さ 1.8m 以上の当木を取り付けること。最下部の当木は最下段より 5 段目のステップに取り付け、<u>追加の当木は、水先人用はしごのねじれを防止できる間隔で設けなければならない（ISO 799-1:2019 参照）。</u> （削除） -3. 水先人用はしごを要求高さに取り付けることを容易にするために、水先人用はしごの全長にわたって、<u>標準として 3 段のステップの間隔で約 1m 毎に恒久的な印をつけること。</u> -4. <u>水先人用はしごは製造者により少なくとも以下の情報を、最上段のステップ及び最下段の当木の下側に</u>	を有するゴム又はこれと同等の性質を有する材料として差し支えない。 (4) 容易にすべらない表面とすること。 (5) 長さ 400mm 以上（サイドロープ取付け部間）、幅 115mm 以上、厚さ 25mm 以上（滑り止め又は溝は除く）とすること。 (6) <u>310～350mm の等間隔でかつ水平に取り付けられたものであること。</u> -3. 5 段以上の水先人用はしごは、ねじれを防止するために、長さ 1.8m 以上の当木を取り付けること。最下部の当木は最下段より 5 段目のステップに取り付け、<u>当木の間隔は 9 段を超えないこと。</u> -4. <u>水先人用はしごを安全に取り付けるために揚収に用いる索が必要な場合は、当該索は最下部の当木又はそれより上方に結び付け、かつ、船首側に導くものであること。また、当該索は、水先人及び水先人用ボートの安全な接近の障害とならないものであること。</u> -5. 水先人用はしごを要求高さに取り付けることを容易にするために、水先人用はしごの全長にわたって、<u>一定の間隔で（例えば 1m）恒久的な印をつけること。</u> （新規）	MSC.576(110) para.4.2 附属書 4-2.3 1.3.1(5)へ移設 MSC.576(110) para.4.3 MSC.576(110) para.4.4.1 から 4.4.4

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>において恒久的に表示しなければならない。</u> (1) <u>製造者名</u> (2) <u>艀装品シリアル番号又は製造者が検証可能な他の固有識別手段</u> (3) <u>製造年月日</u> (4) <u>承認機関の名称及び詳細</u> -5. <u>水先人用はしごはすべての喫水及びトリムでの航海状態及び最小航海状態で不利な方向に 15 度傾斜した特定の状態において乗降地点から、又は組み合わせ配置が使用される場合は組み合わせ配置のプラットフォームから、水面まで到達するのに十分な単一長さがなければならない。</u> (削除) -6. <u>水先人用はしごのサイドロープは、それぞれ直径 20mm 以上 22mm 以下の被覆されない 2 つのロープで構成されたもので、接合箇所を有しない連続したものであること。また、各ロープが少なくとも 24kN の破断強度を持つこと。ロープの中間点にシンブルを設けること。ISO 799-1:2019 を参照し、サイドロープの終端を適当に仕上げなければならない。</u> -7. <u>サイドロープは、防カビ性のマニラロープ (ISO 1181:2004 参照) 又は同等の強度、耐久性、伸び特性及びグリップ特性を有し紫外線劣化に対して保護された材料とすること。</u> -8. <u>サイドロープを構成するそれぞれのロープは、この目的のために適切に設計された設備により、各ステップの上下で互いに固定すること。チョックや楔といったステップ固定具によるシージング (ISO 799-1:2019 参照)</u>	(新規) 1.1.3 サイドロープ -1. <u>水先人用はしごのサイドロープは、それぞれ直径 18mm 以上の被覆されない 2 つのロープで構成されたもので、接合箇所を有しない連続したものであること。また、少なくとも 24kN の破断強度を持つこと。サイドロープは、それぞれ一つの連続した長さのロープであつて、ロープの中間点に少なくともサイドロープ 2 本を通過させるのに十分な大きさのシンブルを設けること。</u> -2. <u>サイドロープは、マニラ麻又は本会が同等と認める強度、耐久性、伸び特性及びグリップ特性を有し紫外線劣化に対して保護された材料とすること。</u> -3. <u>サイドロープを構成するそれぞれのロープは、はしごを吊るしたときに各ステップを水平に保つために、この目的のために適切に設計された機械的な締具又はステップ固定ピース及びシージングにより、各ステップ</u>	MSC.576(110) para.4.5 4 編 2.3.3-1.(4)から移設 MSC.576(110) para.4.6 MSC.576(110) para.4.7 MSC.576(110) para.4.8

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>が用いられる場合、常時各ステップを水平に保つこと。サイドロープ同士の固定に機械的な締具が用いられる場合、各サイドロープを独立したペアとして均等な応力でグリップすること。水先人又はその他の人員が手で握る可能性のある機械的な締具の表面は、素手で安全に握れるような形状でなければならない。ケーブルタイ、U字クランプ、ワームドライブ式クリップをステップの固定手段として使用してはならない。</u> (削除) 1.2.2 組み合わせ配置 -1. 船側はしごの長さは、傾斜角が 45 度を超えないよう十分な長さとする。喫水変動が大きな船舶においては、傾斜角が小さくなるように、水先人用はしごの吊り下げ位置を複数設けること。また、船側はしごは少なくとも 600mm の幅とすること。船側はしごの巻上げ及び巻下げ機構には、水先人及びその他の人員の移乗中にその機構が不注意に操作できない保護措置を講じること。 (削除) -2. 中間地点にプラットフォームを備える場合、そのプラットフォームは水平に保たれること。船側はしごのステップは、使用する角度において適当で安全な滑り止めを有する足場となるよう設計すること。	の上下で互いに固定すること。 1.2 水先人用はしごと併用して使用する船側はしご 1.2.1 一般 -1. 船側はしごの長さは、傾斜角が 45 度を超えないよう十分な長さとする。また、船側はしごは少なくとも 600mm の幅とすること。 -2. 船側はしご下部プラットフォームは、使用時ににおいて、水平な状態で船側に固定されること。また、水面からの高さは 5m 以上とすること。 -3. 中間地点にプラットフォームを備える場合、そのプラットフォームは水平に保たれること。船側はしごのステップは、使用する角度において適当で安全な足場となるよう設計すること。	MSC.576(110) para.5.1 附属書 4-2.3 1.3.2-1.(4)へ移設 MSC.576(110) para.5.2

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
-3. 船側はしご及びそのプラットフォームの両サイドには、固型の手すり及びスタンションを設けること。ただし、ハンドロープを使用する場合は、たるまないようにしっかりと張り、確実に固定すること。<u>手すり又はハンドロープ及びはしごの水平材の間の垂直空間は安全に囲われなければならない。</u> -4. 船側はしごは、本附属書に従って使用する意図で取付けられた懸架装置又は付属設備と併せて、<u>鋼船規則 C 編 1 編 14.14 に規定する乗降設備の要件に従わなければならない。</u> (削除) (削除) -5. <u>下部プラットフォームにトラップドアを設ける船側はしごを使用する組み合わせ配置の場合、下部プラットフォームは、次の(1)から(7)によること。</u> (1) <u>船体に内開きする 750mm×750mm 以上の開口を有しなければならない。当該開口は水先人用はしごと開口端の間の水平距離が 0.1m から 0.2m となるよう設計すること。</u> (2) <u>以下に従って設計及び建造すること</u> (a) <u>水先人用はしご及びマンロープが障害やねじれを受けることなく開口を通過できるこ</u>	-4. 船側はしご及びそのプラットフォームの両サイドには、固型の手すり及びスタンションを設けること。ただし、ハンドロープを使用する場合は、たるまないようにしっかりと張り、確実に固定すること。 (移設) -5. <u>水先人用はしごは、船側はしご下部プラットフォームに近接するように取り付け、その上端は少なくとも下部プラットフォームの上方 2m まで伸ばすこと。水先人用はしごと下部プラットフォームとの水平距離は 0.1～0.2m とすること。</u> -6. <u>水先人用はしご及びマンロープは、船側はしご下部プラットフォームの概ね 1.5m 上の船側外板に固定すること。</u> -7. <u>水先人用はしごとのアクセスのために下部プラットフォームにトラップドアを設ける場合は、次の(1)から(4)によること。</u> (1) <u>開口部は 750mm×750mm 以上とすること。</u> (新規)	MSC.576(110) para.5.3 MSC.576(110) para.5.4 -8.から移設 附属書 4-2.3 1.3.2-1.(7) へ移設 附属書 4-2.3 1.3.2-1.(5) へ移設 MSC.576(110) para.5.5 (1): para.5.5.1 (2): para.5.5.2 (3): para.5.5.3 (4): para.5.5.4 (5): para.5.5.5 (6): para.5.5.6 (7): para.5.5.7

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
と。 (b) <u>水先人用はしごが船側に対して平らに密着して設置されること。</u> (c) <u>構造部材が水先人用はしごに干渉したり接したりしないこと。</u> (d) <u>水先人用はしごの最上段のステップは下部プラットフォームから少なくとも2m 上方に位置し、1.3 に適合していること。</u> (3) <u>次の(7)に規定する、水先人用はしごを船側はしご下部のプラットフォームから吊り下げることが可能にするフレーム以外の固定具を設けないこと。</u> (4) <u>トラップドアは上方に開放するようにし、プラットフォーム上で平らに固定するか、又はプラットフォームの船尾端又は船外部のスタンションに固定すること。また、いかなる場合においても船舶への交通を妨害しないこと。</u> (削除) (削除) (5) <u>直径 28mm 以上 32mm 以下の丸形の手すりを設け、安全に水先人用はしごを乗降できるようにすること。プラットフォームの構造自体を手すりとして使用してはならない。</u> (6) <u>プラットフォーム上に高さ 1.2m 以上の手すりを設けること。</u> (7) <u>前(2)に適合する構造フレームを使用する場合、</u>	(新規) (2) <u>トラップドアは上方に開放するようにし、プラットフォーム上で平らに固定するか、又はプラットフォームの船尾部又は外側部の手すりに固定すること。また、トラップドアはハンドホールドの一部とはしないこと。</u> (3) <u>下部プラットフォームの船尾部は、前-4.の規定と同様に柵で囲むこと。</u> (4) <u>水先人用はしご及びマンロープは、トラップドアを貫通しプラットフォーム上方の手すりの高さまで伸ばして固定すること。</u> (新規) (新規) (新規)	

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>以下の要件を満たすこと。</u> (a) <u>プラットフォーム、フレーム、水先人用はしごの接続点、船側はしごのウインチ、駆動装置、マンロープのパッドアイ、ロック機構は、少なくとも48kNの垂直応力に耐えるよう設計されていること。</u> (b) <u>水先人用はしごの最上段はプラットフォームから少なくとも2m上方に位置し、船側に堅固に接するようにフレームの内側のパッドアイに固定されていること。</u> (c) <u>マンロープは、プラットフォームから2m上方のフレーム内側の追加パッドアイに直接固定されていること。</u> -6. <u>本条が適用されるすべての船舶において、使用者に組み合わせ配置の取付け要否を示すために、高さ4m以上、幅0.5m以上で、上半分を白色、下半分を赤色とする2色の視認用マークを水先人乗船位置付近の船体中央部に設けること。上下の境界線は、乗降地点から9m下方に位置しなければならない。</u> (移設) -7. 特殊なタイプの船舶にあつては、同等な安全性が確保されることを条件に、適切な設備を認めることがある。 1.2.3 固定装置 -1. <u>1.2 又は 1.3 に従って提供又は使用されるすべての強固な固定点、シャックル及び固定ロープは、48kN以上の破断強度を有すること。固定ロープは、1.2.8(3)に定</u>	(新規) -8. <u>船側はしご及びその懸架装置又は付属設備は、本会が適当と認めたものとする。</u> -9. 特殊なタイプの船舶にあつては、同等な安全性が確保されることを条件に、適切な設備を認めることがある。 (新規) (新規)	MSC.576(110) para.5.6 -4.へ移設 MSC.576(110) para.6.1

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
めるタグ又はその他の方法で恒久的に表示されている必要があり、水先人用はしごの取付補助に使用されるものは長さ $3m$ 以上であること。固定装置は、甲板の船側端部から内側に $915mm$ 以上の位置に設置することとし、これによりがたい場合は実行可能な限り内側に設置すること。ただし、船側はしごを使用する組み合わせ配置の場合はこの限りではない。強固な固定点及びシャックルには、破断強度又は同等の制限荷重(SWL)を明確かつ恒久的に表示すること。強固な固定点、シャックル及び固定ロープに関する適合証明書は船内に保管され、検査時に提示可能であること。 -2. 水先人用はしご又は乗降プラットフォームを船体に固定するための恒久的又は取り外し可能な手段は、乗降設備の自重や水先人の重量を支える目的で使用してはならず、設備を船側に固定すること以外の目的に使用しないこと。取り外し可能な手段は、1人の人員により着脱可能であり、次の(1)又は(2)の保持力を有すること (ISO 799-3:2022 参照) (1) 船側はしごの下部プラットフォームを固定する場合：$4kN$ 以上 (2) 水先人用はしご又はマンロープを固定する場合：$3kN$ 以上 -3. 前-1.に定める強固な固定点にはしごのサイドロープを確実に固定するため、中間長さで水先人用はしごを固定する手段が設けられていること。当該固定手段は、$48kN$ 以上の破断強度を有し、IMO が認める標準 (ISO 799-1:2019 参照) に基づくはしご及びステップの強度試験や展開試験の条件下において、サイドロープの滑りを	(新規) (新規)	MSC.576(110) para.6.2 MSC.576(110) para.6.3

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>防止できるよう設計されていること。規則 4 編 2.5.1(7) に従って水先人用はしごを中間の長さで固定する手段を確認するための試験は、水先人用はしご自体の付属設備を使用せず、当該固定手段を使用して取付けることを反映するように修正されなければならない。</u>		
<u>1.2.4 船側開口部、ドア及びプラットフォーム</u> <u>-1. 水先人又はその他の人員の移乗に使用される船側ドアは、国際満載喫水線条約附属書 I 第 21 規則に規定する乾舷甲板より下に位置する場合を除き、外側に開いてはならない。船側開口部には、水先人及びその他の人員が安全かつ便利に、障害物なく通過できるようにするため、高さ 2,200mm 以上、幅 915mm 以上の空間を確保すること。</u>	(新規) (新規)	MSC.576(110) para.7.1 4 編 2.3.4 から移設
<u>-2. 船側開口部に乗降プラットフォームが設置されていない場合、開口部の最下部の甲板上かつ船体内側に強固な固定点を設けること。マンロープを 1.3.4-1.(1)(c) に従って設置する場合は、開口部の天井かつ船体内側に強固な固定点を設けること。</u>	(新規)	MSC.576(110) para.7.2
<u>-3. 船側開口部から展開され船体外側に設置される乗降プラットフォームは、船舶の通常運航に伴ういかなる喫水及びトリムでの航海状態においてもプラットフォームから水面までの距離が 5m 未満である場合には、設置してはならない。プラットフォームは機械的に船体に固定され、制限荷重(SWL)が明示されていること。試験に合格した証明書が船内に保管され、検査時に提示可能であること。</u>	(新規)	MSC.576(110) para.7.3
<u>-4. 最小 750mm×750mm の大きさの船外に展開するプラットフォームを備えること。プラットフォームは手</u>	(新規)	MSC.576(110) para.7.4 1.4.1(1)から移設

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>すりで確実に囲まれること。</u> (削除) 1.2.5 甲板への通行 水先人用はしご又は船側はしごの頂部と甲板の間の水先人及びその他の人員の乗降において、安全に、容易にかつ妨げられることなく通行することを確保するための手段をもつこと。<u>手すりで確実に囲まれた一切の障害物のないプラットフォームを通じて直接通行できる手段とすること。通行手段は次の(1)から(3)によること。</u> (1) 手すり又はブルワークを設ける出入口の場合、両舷の乗降する箇所に<u>クリア幅 0.7m から 0.8m の間隔で直径 32mm 以上 36mm 以下の適当なハンドホールドを備えること。</u>ハンドホールドは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、甲板より上方に 1.2m 以上とすること。<u>ブルワークラダーの転倒を防止するために、出入口のスタンション又は手すりはブルワークラダーに取り付けてはならず、甲板の端部から船内側に 0.12m 以内の位置に設置すること。また、スタンションの甲板上高さの位置に、マンロープを通せるように内径 60mm 以上のリング又はアイを設けること。</u> (2) <u>ブルワークラダーの場合、ブルワークラダーは転倒を防止するために船体に強固に取り付けられるものとする</u>こと。また、両舷の乗降する箇所	1.3 甲板への通行 1.3.1 一般 水先人用はしご又は船側はしごの頂部と甲板の間の水先人の乗降において、安全に、容易にかつ妨げられることなく通行することを確保するための手段をもつこと。 (1) <u>当該通行が手すり又はブルワークに設ける出入口による場合は、</u>両舷の乗降する箇所に <u>0.7～0.8m の間隔の適当なハンドホールドを備えること。</u>ハンドホールドは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、<u>直径は 32mm 以上で、</u>甲板より上方に 1.2m 以上とすること。 (2) <u>当該通行がブルワークラダーによる場合は、</u>ブルワークラダーは転倒を防止するために船体に強固に取り付けられるものとする。また、2	MSC.576(110) para.8 (1): para.8.1 (2): para.8.2 (3): para.8.3

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
にクリア幅 <u>0.7m から 0.8m の間隔で直径 32mm 以上 36mm 以下の 2 本の独立したハンドホールド</u> <u>スタンションを備えること。</u>スタンションは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、ブルワーク頂部より上方に 1.2m 以上とすること。<u>ブルワークラダーの転倒を防止するために、出入口のスタンション又は手すりは、ブルワークラダーに取り付けてはならず、甲板の端部から船内側に 0.12m 以内の位置に設置すること。</u>また、スタンションの甲板上高さの位置に、マンロープを通せるように内径 60mm 以上のリング又はアイを設けること。 (3) <u>船側開口部又はドアの場合、両舷の乗降する箇所にクリア幅 0.7m から 0.8m の間隔で直径 32mm 以上 36mm 以下の適当なハンドホールドを備えること。</u>スタンションは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、開口部の敷居高さより上方に 1.2m 以上とすること。スタンション又は手すりは、甲板の端部から船内側に 0.12m 以内の位置に設置すること。また、スタンションの甲板上高さの位置に、マンロープを通せるように内径 60mm 以上のリング又はアイを設けること。 1.2.6 摩耗防止 <u>水先人用はしごのサイドロープやマンロープが船体や付属装置に接触して、急激な曲がり、摩耗、擦過、挟圧その他性能の低下を招くことがないよう、設備及び配</u>	<u>本のハンドホールドスタンションを両舷の乗降する箇所に 0.7～0.8m の間隔で備えること。</u>スタンションは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、<u>直径は 32mm 以上とし、ブルワーク頂部より上方に 1.2m 以上とすること。</u>スタンション又は手すりは、ブルワークラダーに取り付け<u>ない</u>こと。 (3) <u>甲板上にプラットフォームを設ける場合は、当該プラットフォームは手すりによって安全に囲まれたものとする。</u> (新規) (新規)	MSC.576(110) para.9

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>置が設計，設置されなければならない。接触が避けられない場合には，接触点を曲面に加工することで摩耗を最小限に抑えること。加工手段として，円管等の恒久的な構造物を使用することができる。船舶の設計上，接触点を曲面にすることが不可能な場合は，取り外し可能な摩耗防止パッド又は他の暫定的な配置を使用してもよい。ただし，これらの配置は使用前の点検を妨げず，使用後に取り外され，1.5.1-2.に従って適切に収納されることを条件として，本会により認められなければならない。</u> (削除) (削除) (削除)	<u>1.4 船側開口部への通行</u> <u>1.4.1 一般</u> <u>上甲板上に水先人用はしごウインチリールを設置し，水先人用はしごを用いて船側開口部から水先人が乗降する場合は，次の(1)及び(2)によること。</u> <u>(1) 最小 750mm×750mm の大きさの船外に展開するプラットフォームを備えること。また，プラットフォームは手すりで安全に囲まれること。</u> <u>(2) プラットフォームの上方 1.5m の船側部に，水先人用はしご及びマンロープを安全に固定すること。</u>	(1): 1.2.4-4.へ移設

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除) 1.2.7 水先人用ボートの安全な接近 防舷帯やその他の構造的特徴により、水先人用ボートが安全に接近することが妨げられるような場合、<u>それらを切り欠いて、少なくとも 6m の長さ にわたって 障害のない船側部を確保すること。長さが 90m 未満の特殊な船舶又は類似の船舶であって、6m の長さ にわたって 障害のない船側部を確保することが困難であると本会が認める場合は、水先人及びその他の人員が安全に乗降できるよう他の適当な手段を講じること。</u> 1.2.8 関連設備 <u>マンロープは次の(1)から(3)に従うこと。</u> (1) <u>直径は 28mm 以上 32mm 以下とし、防カビ性のマニラロープ (ISO 1181:2004 参照) 又は同等の強度、耐久性、伸び特性及びグリップ特性を有する素材であること。</u> (2) <u>単一の長さで構成され、継ぎ目及び結び目がないこと。</u> (3) <u>製造者によってタグ付け又は恒久的なマーキングが施されており、少なくとも以下の情報が含まれていること。</u> (a) <u>製造者の名称</u> (b) <u>設備のシリアル番号又は製造者が検証可能な固有の識別手段</u> (c) <u>製造年月日</u> (d) <u>承認機関の名称及び詳細</u>	1.5 水先人用ボートの安全な接近 1.5.1 一般 防舷帯やその他の構造的特徴により、水先人用ボートが安全に接近することが妨げられるような場合、<u>少なくとも 6m の長さ にわたって 障害のない船側部を確保すること。長さが 90m 未満の特殊な船舶であって、6m の長さ にわたって 障害のない船側部を確保することが困難であると本会が認める場合は、安全に乗降できるよう他の適当な手段を講じること。</u> (新規) (新規)	MSC.576(110) para.10 MSC.576(110) (1): para.11.1 (2): para.11.2 (3): para.11.3 4 編 2.3.5-1.(1)から移設

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>1.3 取付</u> <u>1.3.1 水先人用はしご</u> <u>すべての船舶において、水先人又はその他の人員が水先人用はしごを用いて乗降することが意図される場合、先人用はしごを 1.2.3-1.の要件に適合する専用の強固な固定点に固定し、次の(1)から(6)の条件に従って配置しなければならない。</u> <u>(1) 船舶のいずれの排水口からも離れた位置に取り付けられること。常に垂直に障害なく吊り下げられること。</u> <u>(2) 船体平行部範囲で、船舶の中央部 0.5L 間となる位置に取り付けること。</u> <u>(3) 各ステップは、船側外板に確実に接し、はしごの全長にわたり全方向で水平であること。</u> <u>(4) 船側開口部と組み合わせる場合は、1.3.3 の要件に従って固定されること。</u> <u>(5) 水先人用はしごを安全に使用するために揚収に用いる索が必要な場合は、当該索は最下部の当木の前端又はそれより上方に結び付け、かつ、船首側に導くものであること。また、当該索は、水先人又はその他の人員を妨げず、水先人用ボートの安全な接近の障害とならないものであること。</u> <u>(6) 水先人用はしごの最下段ステップは、1.2.3-3.に規定する手段を用いて、水先人又は移乗するその他の人員が要求する水面からの高さに設置されること。</u>	(新規) (新規)	MSC.576(110) Part B MSC.576(110) (1): para.12.1 4 編 2.3.3-1.(1)から移設 (2): para.12.2 4 編 2.3.3-1.(2)から移設 (3): para.12.3 4 編 2.3.3-1.(3)から移設 (4): para.12.4 (5): para.12.5 附属書 4-2.3 1.1.2-4.から移設 (6): para.12.6

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
1.3.2 組み合わせ配置 <u>-1. 組み合わせ配置は、次の(1)から(7)の条件に従って設置及び固定されなければならない。</u> (1) <u>水先人用はしごが前 1.3.1 の要件に適合していること。</u> (2) <u>船側はしごが船尾方向に導かれ、船舶のいずれの排水口からも離れていること。</u> (3) <u>船体平行部で、かつ、船舶の中央部 0.5L 間となる位置に、船側はしごの下部プラットフォームが、船側外板に恒久的又は取り外し可能な器具により固定されていること。</u> (4) <u>船側はしご下部プラットフォームは、使用時において、水平な状態で船側に固定されること。また、いかなる喫水及びトリムでの航海状態においても、水面からの高さは 5m 以上とすること。</u> (5) <u>1.2.2-5.(7)に定める構造フレームを使用する場合を除き、水先人用はしご及びマンロープは、船側はしご下部プラットフォームの概ね 1.5m 上の船側外板に固定すること。</u> (6) <u>水先人用はしご及びマンロープは、いかなる場合も船側はしごの下部プラットフォームに固定してはならない。</u> (7) <u>水先人用はしごは、船側はしご下部プラットフォームに近接するように取り付け、その最上段のステップは少なくとも下部プラットフォームの上方 2m まで伸ばすこと。水先人用はしごと下部プラットフォームとの水平距離は 0.1m から 0.2m とすること。</u>	(新規) (新規)	MSC.576(110) para.13.1 (2), (3): 4 編 2.3.3-2.(1),(2)から移設 (4): 1.2.1-2.から移設 (5): 1.2.1-6.から移設 (7): 1.2.1-5.から移設

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>-2. 船側はしごの下部プラットフォームにトラップドアがある組み合わせ配置の場合は, 1.2.2-5.及び前-1.の要件に従って設置及び固定されなければならない。</u> 1.3.3 船側開口部 <u>-1. 乗降用プラットフォームが設置されていない船側開口部に取り付けられた水先人用はしごは, 開口部の最下部の甲板より上方に延長してはならず, また, 乾舷甲板を含む他の位置から設置してはならない。</u> <u>-2. 1.2.4-3.の要件に適合した乗降用プラットフォームが設置された船側開口部と併用される水先人用はしごは, 当該プラットフォームの後方に設置されなければならない。また, はしご及びマンロープが 1.3.2-1.(5)及び(7)に従ってプラットフォームの上部に固定されている場合は, 乾舷甲板から設置してもよい。</u> 1.3.4 関連設備 <u>-1. 船舶には, 次の(1)から(3)の設備を備えなければならない。また, これらの設備は, 水先人及びその他の人員が乗降する際には, 乗降地点において直ちに使用できるものでなければならない。</u> <u>(1) 以下の条件を満たす, 1.2.8 に規定する要件に適合した 2 本のマンロープ</u> <u>(a) 汚れ及び結び目がないこと。ただし, マンロープを強固な固定点に結びつけるための結び目は認められる。</u> <u>(b) 水先人又は乗下船するその他の人員により要求される場合, 本附属書の関連要件に従って設置及び固定されていること。</u>	(新規) (新規) (新規) (新規) (新規)	MSC.576(110) para.13.2 MSC.576(110) para.14.1 MSC.576(110) para.14.2 MSC.576(110) -1.: para.15.1 4 編 2.3.5-1.から移設 (1): para.15.1.1 (2): para.15.1.2 4 編 2.3.5-1.(2)から移設 (3): para.15.1.3 4 編 2.3.5-1.(3)から移設

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(c) <u>設置時には、ロープの端部を甲板上の専用の強固な固定点に固定し、乗降地点のスタンションの頂部に設けられたリング又はアイに通すこと。水先人用はしごが船側開口部から設置される場合、乗降地点のスタンション頂部のリング又はアイを通すことを条件として、マンロープを甲板天井から設置してもよい。</u> (2) <u>自己点火灯を備える 1 つの救命浮環</u> (3) <u>汚れがなく、いかなる喫水及びトリムでの航海状態においても水面に達するのに十分な長さの 1 本の投げ索</u> <u>-2. 1.2.5 により要求される場合は、スタンション及びブルワークラダーを設けなければならない。</u> 1.4 水先人用はしごウインチリールの設置 1.4.1 ウインチリールへの水先人用はしごの収納 <u>水先人用はしごをウインチドラムに収納する場合、ドラムの直径は 0.16m 以上でなければならない。また、ドラムには、くぼんだ固定点を設けなければならない。</u> 1.4.2 乗降地点 -1. 水先人用はしごウインチリールを設置する場合、水先人用はしごと船舶の<u>乗降地点</u>の間で水先人が安全に、容易にかつ妨げられることなく乗降できるようウインチリールを設置すること。 -2. <u>乗降地点及びそれに隣接する区域は、水先人用は</u>	(新規) 1.6 水先人用はしごウインチリール (新規) (新規) 1.6.1 出入り口 -1. 水先人用はしごウインチリールを設置する場合、水先人用はしごと船舶の<u>出入り口</u>の間で水先人が安全に、容易にかつ妨げられることなく乗降できるようウインチリールを設置すること。 -2. <u>出入り口及びそれに隣接する区域は、水先人用は</u>	MSC.576(110) para.15.2 MSC.576(110) Part C MSC.576(110) para.16 MSC.576(110) para.17.1 MSC.576(110) para.17.2

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
しごウインチリールを含め以下の障害物のない空間を確保すること。 (1) 船長方向に 915mm の幅 (2) 船側外板から内側に 915mm の深さ (3) 甲板から垂直方向に 2,200mm の高さ 1.4.3 水先人用はしごウインチリールの場合 (削除) -1. 船側開口部又は船側はしご(併用して使用する場 合)に対して水先人用はしごを設けるために、上甲板上 に設置された水先人用はしごウインチリールは、次の (1)から(3)に従うこと。 (1) 船側開口部の乗降地点又は船側はしご下部プラ ットフォームに隣接する位置に上甲板から水先 人用はしごを垂直で一直線上に吊ることが可能 となるように設置されること。 (2) 水先人用はしごと船舶の乗降地点の間で水先人 又は乗降するその他の人員が安全に、容易にか つ妨げられることなく乗降できるよう設置され ること。 (3) 1.2 及び 1.3 の関連要件に適合していること。 -2. 船側開口部の内部に設置されたウインチリール は、次の(1)から(3)に従うこと。 (1) 水先人用はしごと船舶の乗降地点の間で水先人 又は乗降するその他の人員が安全に、容易にか つ妨げられることなく乗降できるよう設置され ること。 (2) 以下の障害物のない空間を確保すること。	しごウインチリールを含め以下の障害物のない空間を確保すること。 (1) 船長方向に 915mm の幅 (2) 船側外板から内側に 915mm の深さ (3) 甲板から垂直方向に 2,200mm の高さ 1.6.2 水先人用はしごウインチリールの場合 -1. 水先人用はしごウインチリールは、原則として、 上甲板上又は船側開口部に設置すること。 -2. 船側開口部又は船側はしご(併用して使用する場 合)に対して水先人用はしごを設けるために、上甲板上 に水先人用はしごウインチリールを設置する場合は、船 側開口部の出入り口又は船側はしご下部プラットフォ ームに隣接する位置に上甲板から水先人用はしごを垂 直で一直線上に吊ることが可能となるよう、水先人用は しごウインチリールを設置すること。 (新規)	MSC.576(110) para.18.1 MSC.576(110) para.18.2

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(a) 船長方向に 915mm の幅 (b) 船側外板から内側に 915mm の深さ (c) 甲板から垂直方向に 2,200mm の高さ (3) 前(2)の空間を確保するために水先人用はしごの一部を甲板上に水平に固定する必要がある位置に設置される場合、船側外板から内側に 915mm 以上の深さまでの部分を強固なプラットフォームで覆うこと。		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
1.4.4 手すり及びハンドグリップ <u>1.2.4-4.に規定される船外にプラットフォームを展開する配置を除き、水先人及びその他の人員が水先人用はしごと船舶の間で安全に移乗できるよう、1.2.5 に従って手すり及びハンドグリップを設置すること。手すり及びハンドグリップの水平間隔は 0.7m 以上 0.8m 以下であること。</u> 1.4.5 水先人用はしごの固定 <u>水先人用はしごが、船側開口部の内側又は上甲板上に設置されたウインチリールに収納されている場合、次の(1)から(3)による。</u> (1) <u>水先人用はしごの使用時において、水先人用はしごを固定する目的で水先人用はしごウインチリールは使用しないこと。</u> (2) <u>水先人用はしごはウインチリールとは異なる強固な固定点に固定されること。</u> (3) <u>水先人用はしごは、船側開口部の内側の甲板レベル又は上甲板上に設置されている場合は船側外板から内側に 915mm 以上の位置で固定すること。</u> 1.4.6 水先人用はしごウインチリールの機械的な固定 -1. <u>すべての水先人用はしごウインチリールは、機械的故障又は人為的ミスにより、誤ってリールが作動することを防止する手段を持つこと。</u> -2. <u>水先人用はしごウインチリールは、手動操作、又</u>	(新規) (新規) 1.6.3 水先人用はしごの固定 <u>水先人用はしごの使用時において、水先人用はしごを固定する目的で水先人用はしごウインチリールは使用しないこと。この場合、水先人用はしごはウインチリールとは異なる強固な箇所であって、船側外板から内側に 915mm 以上の位置で固定すること。</u> 1.6.4 水先人用はしごウインチリールの機械的な固定 -1. <u>水先人用はしごウインチリールは、機械的故障又は人為的ミスにより、誤ってリールが作動することを防止する手段を持つこと。</u> (新規)	MSC.576(110) para.19 MSC.576(110) (1): para.20.1 (2): para.20.2 (3): para.20.3 MSC.576(110) para.21.1 MSC.576(110) para.21.2

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>は電動、油圧もしくは空圧による動力操作とすることが</u> <u>できる。</u> -3. 手動式の水先人用はしごウインチリールには、<u>水先人用はしごの巻下げを制御し、巻下げ時に所定の位置に固定するためのブレーキ又は他の適当な装置を備えること。</u> -4. 動力式の水先人用はしごウインチリールには、ウインチリールへの動力供給を遮断し、その位置でウインチリールを固定できる安全装置を備えること。 -5. 動力式ウインチリールには、<u>ニュートラルポジションに固定でき、それが明示された制御レバー又はハンドルを備えること。</u> -6. 動力式ウインチリールを固定するために、機械的装置又は止めピンを備えること。	-2. 手動式の水先人用はしごウインチリールは、ブレーキ又は他の適当な装置を備えること。 -3. 動力式の水先人用はしごウインチリールは、ウインチリールへの動力供給を遮断し、その位置でウインチリールを固定することが出来る安全装置を備えること。 -4. 動力式の水先人用はしごウインチリールの制御レバー又はハンドルは、<u>明確に表示されたものであって、中立の位置で固定することが可能であること。</u> -5. 動力式の水先人用はしごウインチリールをロックするために、機械的装置又は止めピンを備えること。	MSC.576(110) para.21.3 MSC.576(110) para.21.4 MSC.576(110) para.21.5 MSC.576(110) para.21.6
この改正は附則 A による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
1.5 業務準備態勢，船上点検，保守及び習熟 1.5.1 計画的な保守及び点検 -1. <u>水先人用移乗設備が良好な状態で，汚染されておらず，使用可能であるために，定期的な保守及び点検が実施されなければならない。設置時期に関わらず，組み合わせ配置で使用される船側はしごの保守及び点検は，鋼船規則 C 編 1 編 14.14 に規定する乗降設備の要件に従って実施されなければならない。</u> -2. <u>水先人用はしご，マンロープ及び全ての付属装置が使用されない間，湿気，凍結，日光，化学薬品，グリース等による劣化を防ぐように，また製造者の指示に従って収納されなければならない。</u> -3. <u>各水先人用はしご，マンロープ及び全ての付属装置に対し，以下の項目を含む取扱い，保守，点検及び収納に関する指示書が提供されること：</u> (1) <u>使用前及び使用後の点検に関する指示</u> (2) <u>サイドロープを含む詳細な定期点検手順</u> (3) <u>許容される船上補修の一覧と併せて，ロープのシーリングや固定具の点検及び補修に関する指示</u> (4) <u>化学薬品や日光等によるはしごの劣化要因に関する注意事項を含む取扱い及び収納方法</u> (5) <u>収納方法含む水先人用はしごの寿命に影響する要因</u> (6) <u>許容される強固な固定点へのはしごの固定方法</u> (7) <u>使用停止が必要な損傷や状態の写真例及び詳細な記述</u>	(新規) (新規) (新規) (新規) (新規)	MSC.576(110) Part D MSC.576(110) para.22 MSC.576(110) para.23 MSC.576(110) para.24

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>(8) 天然繊維ロープ製はしごの取扱い及び保守に関する詳細</u> <u>-4. 水先人用移乗設備は以下の点検を受けること：</u> <u>(1) 船内の責任者により使用の前後に実施される点検</u> <u>(2) 船内の責任者により 3 か月ごとに実施される詳細な点検</u> <u>-5. 水先人用移乗設備の継続使用の適合性を判断するため、以下の項目を点検すること：</u> <u>(1) 水先人用はしご（予備品含む）</u> <u>(2) 組み合わせ配置で使用される船側はしご</u> <u>(3) ウインチリール</u> <u>(4) 固定装置</u> <u>(5) 乗降地点の状態</u> <u>(6) 関連装置（特にスタンション及び甲板に溶接されたスタンションソケット）</u> <u>(7) 収納設備</u> <u>-6. 保守計画書を策定し、点検時に提示できるようにしておかなければならない。保守計画書は容易に理解でき、可能な限り図解で説明され、以下を含むこと：</u> <u>(1) 前-4.に基づく点検の実施時に使用するためのチェックリスト</u> <u>(2) 製造者の指示に従った保守、補修及び収納方法</u> <u>(3) 定期点検及び保守のスケジュール</u> <u>(4) 予備品又は交換品の供給元リスト</u> <u>(5) 点検及び保守の記録簿</u> <u>(6) 水先人用はしご及びマンロープの使用開始日及び次の-9.に基づく使用終了予定日の記録</u>	(新規) (新規) (新規)	MSC.576(110) para.25 MSC.576(110) para.26 MSC.576(110) para.27

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>-7. 水先人用はしごのステップやスプレッダーステップの補修または交換は禁止されている。</u>	(新規)	MSC.576(110) para.28
<u>-8. 本性能基準に適合する少なくとも 1 本の予備の水先人用はしご及び 1 組の予備のマンロープを船上に備えなければならない。1.1.2-5.に適合する、両舷に水先人用移乗設備が備えられており、かついずれかの舷に設備を移動することが可能な場合であっても、当該設備を予備としてはならない。</u>	(新規)	MSC.576(110) para.29 予備品に関する解釈
<u>-9. 水先人用はしご及びマンロープ(予備品含む)は、本性能基準に適合しない場合、もしくは、製造日から 36 か月が経過した日又は使用開始日から 30 か月が経過した日のいずれか早い時期までに使用を終了し、水先人又はその他の人員の乗降に使用してはならない。</u>	(新規)	MSC.576(110) para.30
1.5.2 船内の習熟	(新規)	MSC.576(110) Part E
<u>-1. 水先人用移乗設備の点検、保守、取付又は操作に関与する乗組員は、指定された職務を遂行するために習熟訓練を受けなければならない。これは乗組員の船内習熟プログラムの一環とされなければならない。</u>	(新規)	MSC.576(110) para.31
<u>-2. SOLAS 条約 IX 章が適用される船舶において、SOLAS 条約 IX 章第 1.2 規則に定義される「会社」は、水先人用移乗設備の点検、保守、取付又は操作に関与する乗組員が、STCW 条約 I 章第 14 規則に従って安全な操作のために船上の水先人用移乗設備に習熟していることを保証すること。</u>	(新規)	MSC.576(110) para.32
<u>-3. SOLAS 条約 IX 章が適用されない船舶において、船内習熟には、少なくとも以下を含むこと：</u> <u>(1) 船上に設置された水先人及びその他の人員のための移乗設備の操作及び使用方法</u>	(新規)	MSC.576(110) para.33 日本籍船舶用ここまで

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(2) <u>水先人及びその他の人員の移乗に使用してはならない設備の特徴</u> (3) <u>船上に備えられる予備のはしごを含む，水先人用移乗設備の点検及び保守の実施方法</u> (4) <u>水先人用はしご及びマンロープの交換手順</u> (5) <u>必要に応じて，凍結，強風又は荒天（特に中程度のうねりがある場合）のような特殊条件下での水先人用はしごの安全性確保のために取るべき措置及び追加設備又は業務条件</u> (外国籍船舶用) 3 章 設備及び性能 3.1 一般 3.1.1 一般* 2 以下に掲げる艀装品又は設備は本会の承認を受けなければならない。ただし，当該船舶の船籍国の主管庁，条約の締約国である他の主管庁又はこれらの主管庁により認められた機関の承認を受けた艀装品又は設備は，本会が適当と認めた場合，先述の本会の承認を省略することができる。 (1) 航海設備 ((a)から(x)は省略) <u>(y) 水先人用はしご（中間長さでの固定手段を含む）及びマンロープ</u> ((2)及び(3)は省略)	(外国籍船舶用) 3 章 設備及び性能 3.1 一般 3.1.1 一般* 2 以下に掲げる艀装品又は設備は本会の承認を受けなければならない。ただし，当該船舶の船籍国の主管庁，条約の締約国である他の主管庁又はこれらの主管庁により認められた機関の承認を受けた艀装品又は設備は，本会が適当と認めた場合，先述の本会の承認を省略することができる。 (1) 航海設備 ((a)から(x)は省略) (移設) ((2)及び(3)は省略)	MSC.576(110) para.36 承認対象リストにおいて，水先人用はしごを正確に分類。

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(4) 救命設備 ((a)から(m)は省略) (移設) (<u>n</u>) (省略) ((5)及び(6)は省略)	(4) 救命設備 ((a)から(m)は省略) <u>(n) 水先人用はしご</u> (<u>o</u>) (省略) ((5)及び(6)は省略)	
この改正は附則 B による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装 CS21 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，角窓，通風口及び歩路 CS21.4 サイドドア及びスタンドア (日本籍船舶用) CS21.4.2 ドアの配置 水先人の移乗に用いる船側戸については，安全設備規則<u>附属書 4-2.3 1.2.4-1.</u>の規定に留意すること。	鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装 CS21 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，角窓，通風口及び歩路 CS21.4 サイドドア及びスタンドア (日本籍船舶用) CS21.4.2 ドアの配置 水先人の移乗に用いる船側戸については，安全設備規則 <u>4 編 2.3.4</u> の規定に留意すること。	MSC.576(110) para.7.1
この改正は附則 A による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) CS21.4.2 ドアの配置 水先人の移乗に用いる船側戸については、<u>IMO 決議 MSC.576(110) 7.1 項</u>の規定に留意すること。	(外国籍船舶用) CS21.4.2 ドアの配置 水先人の移乗に用いる船側戸については、<u>SOLAS 条約 第 V 章第 23.5 規則</u>の規定に留意すること。	
この改正は附則 B による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則検査要領 (日本籍船舶用) 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。 (1)から(7)は省略) (8) 水先人用移乗設備 <u>国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に 2028 年 1 月 1 日前に設置された水先人用移乗設備は、2029 年 1 月 1 日以後の最初に行われる定期的検査の時期までに、規則 4 編 2.3.2-2.に適合する当該装置が備えられることを、検査により確認を受ける。本要件の適用については、本規則によるほか、国内法規にも適合しなければならないことに注意する必要がある。</u>	安全設備規則検査要領 (日本籍船舶用) 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。 (1)から(7)は省略) (新規)	2 編はすべて日本籍船舶用 (a): SOLAS V/23.4 (b): SOLAS V/23.5
この改正は附則 B による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
2 章 登録検査	2 章 登録検査	
2.1 製造中登録検査 2.1.5 検査 -1. <u>規則 2 編 2.1.5-1.(8)に規定する水先人用移乗設備の試験において、規則 4 編 2.3 が適用される水先人用移乗設備として船側はしごを備える場合、鋼船規則 B 編表 B2.7 第 20 項に掲げる効力試験を行う。</u> -2. <u>規則 2 編 2.1.5-3.の適用上、規則 2 編 2.1.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</u>	2.1 製造中登録検査 2.1.5 検査 (新規) 規則 2 編 2.1.5-3.の適用上、規則 2 編 2.1.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	MSC.576(110) para.5.4 船側はしごに鋼船規則 C 編 1 編 14.14 に規定する乗降設備の要件が適用されるため、それに付随する鋼船規則 B 編の試験要件を参照する
この改正は附則 A による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
5 章 定期検査 5.1 安全設備の定期検査 5.1.3 効力試験 <u>規則 5.1.3-5.にいう水先人用移乗設備の効力試験において、規則 4 編 2.3 が適用される水先人用移乗設備として船側はしごを備える場合、鋼船規則 B 編 5.2.3-2.(10)に規定する効力試験とすること。</u>	5 章 定期検査 5.1 安全設備の定期検査 (新規) (新規)	 MSC.576(110) para.5.4 船側はしごに鋼船規則 C 編 1 編 14.14 に規定す る乗降設備の要件が適 用されるため、それに 付随する鋼船規則 B 編 の試験要件を参照する
この改正は附則 B による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 4 編 航海設備 2 章 航海設備 (削除) (削除) (削除) (削除) 2.5 試験 2.5.1 製造所等における試験 -1. 規則 4 編 2.5.1 に規定する「本会が適当と認める機関」とは、国、JCI 又は HK をいう。ただし、簡易型船舶自動識別装置、現存船に既に搭載されている機器等については、上記以外の機関を認めることがある。	(日本籍船舶用) 4 編 航海設備 2 章 航海設備 2.3 水先人用移乗設備 2.3.3 移乗設備 <u>-1. 規則 4 編 2 章 2.3.3 の適用上、水面から船舶への出入り口までの距離の算定において、船体横傾斜を考慮する必要はない。</u> <u>-2. 規則 4 編 2 章 2.3.3-2.の規定において、水先人用はしごについては規則 4 編 2 章 2.3.3-1.の(1)から(4)に定めるところによる。</u> 2.5 試験 2.5.1 製造所等における試験 -1. 規則 4 編 2.5.1 に規定する「本会が適当と認める機関」とは、国、JCI 又は HK をいう。ただし、簡易型船舶自動識別装置、現存船に既に搭載されている機器等については、上記以外の機関を認めることがある。	4 編はすべて日本籍船舶用 附属書 4-2.3 1.2.1-5.の規定に伴い削除 附属書 4-2.3 1.3.2-1.(1)の規定に伴い削除
この改正は附則 A による		

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
2.5.2 造船所等における試験 -1. <u>規則 4 編 2.5.2-1.</u>の適用については、次による。 ((1)から(3)は省略) -2. <u>規則 4 編 2.5.2-2.</u>の適用については、次による。 (1) <u>2028 年 1 月 1 日以降に設置された水先人用移乗設備は、規則 4 編 2.5.2-2.(1)及び(2)に該当する場合に適用する。</u> (2) <u>国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に 2028 年 1 月 1 日前に設置された水先人用移乗設備は、2029 年 1 月 1 日以後の最初に行われる定期的検査の時期以降に、規則 4 編 2.5.2-2.(2)に該当する場合に適用する。本要件の適用については、本規則によるほか、国内法規にも適合しなければならないことに注意する必要がある。</u> (外国籍船舶用) 2 章 安全設備検査 2.1 一般 2.1.2 登録検査の時期及び登録維持検査の実施間隔 -1. 規則 2.1.2(4)(c)に従い、建造後の船舶にあっては次に掲げる確認のための臨時検査が実施されること。 ((1)から(5)は省略) (6) <u>水先人用移乗設備</u>	2.5.2 造船所等における試験 規則 4 編 2.5.2 の適用については、次による。 ((1)から(3)は省略) (新規) (外国籍船舶用) 2 章 安全設備検査 2.1 一般 2.1.2 登録検査の時期及び登録維持検査の実施間隔 -1. 規則 2.1.2(4)(c)に従い、建造後の船舶にあっては次に掲げる確認のための臨時検査が実施されること。 ((1)から(5)は省略) (新規)	MSC.576(110) (1): para.34 (2): para.35 日本籍船舶用ここまで (a): SOLAS V/23.4 (b): SOLAS V/23.5

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>2028 年 1 月 1 日前に設置された水先人用移乗設備は、次の(a)又は(b)の時期までに、規則 3.1.1-2(1)(y)に適合する当該装置が備えられることを、検査により確認を受ける。</u> <u>(a) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶については、2029 年 1 月 1 日以後の最初に行われる定期的検査の日。</u> <u>(b) 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶については、2030 年 1 月 1 日以後の最初に行われる定期的検査の日。</u> (外国籍船舶用) 3 章 設備及び性能 3.1 一般 3.1.1 一般 23 水先人用移乗設備は、<u>本条約附属書第 V 章第 23 規則及び IMO 決議 MSC.576(110) (その後の改正を含む)により採択された性能基準に適合すること。水先人用移乗設備として船側はしごを備える場合、鋼船規則 B 編表 B2.7 第 20 項及び 5.2.3-2.(10)に掲げる効力試験を行うこと。</u>	(外国籍船舶用) 3 章 設備及び性能 3.1 一般 3.1.1 一般 23 <u>本条約附属書第 V 章第 23.3.3 規則により要求される水先人用移乗設備については、次の方法に従うこと。</u> (1) <u>水面から船舶への出入り口までの距離の算定において、船体横傾斜を考慮する必要はない。</u> (2) <u>本条約附属書第 V 章第 23.3.3.2 規則及び決議 4.1045(27)の 3 節は、安全にかつ容易に乗降できるよう、船側はしごを水先人用はしごと併用す</u>	SOLAS V/23, MSC.576(110) para.5.4 船側はしごに SOLAS 条約 II-1 章 3-9 規則に規定する乗降設備の要件が適用されるため、それに付随する鋼船規則 B 編の試験要件を参照

「水先人用移乗設備」 新旧対照表

新	旧	備考
	<u>る組み合わせ配置に適用される。組み合わせ配置で使用する当該水先人用はしごは、本条約附属書第 V 章第 23.3.3.1.1 規則から 23.3.3.1.4 規則に適合すること。</u>	する
この改正は附則 B による		
附 則 A 1. この改正は、2028 年 1 月 1 日以降に搭載*される水先人用移乗設備に適用する。 2. 前 1.に関わらず、申出により先取り適用できる。 * 搭載とは、契約上の設備の納入日（契約上の納入日がない場合は船舶への実際の納入日）をいう。		1.: SOLAS V/23.3 2.: MSC.1/Circ.1690 *: SOLAS V/23.7
附 則 B 1. この改正は、2028 年 1 月 1 日から施行する。 2. 前 1.に関わらず、申出により先取り適用できる。		1.: SOLAS V/23.4, 23.5, 23.6 MSC.576(110) para.5.4, 34, 35 既存の設備に対する遡及適用の適合確認検査 2.: MSC.1/Circ.1690